

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 9 月 28 日 (金) 号外第 1 4 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (81) (県民室) 3
	鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則 (82) (福利厚生室) 6
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (83) (〃) 8

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
証券取引法の一部改正及び郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 証券取引法の一部改正に伴い、次のとおり改正する。
 - ア 規則中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。
 - イ 規則中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。
 - ウ 信託の受益権が有価証券とみなされることに伴い、様式を改める。
 - (2) 郵政民営化法等の施行に伴い、様式中の郵便貯金に関する部分を削る。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行日は、平成19年10月1日とする(2)を除き、同年9月30日とする。

鳥取県恩給給与細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による恩給給与規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 恩給給与規則中恩給受給者が恩給証書を呈示することが困難な状況にある場合における恩給証書の再交付に関する規定が削られたことに伴い、当該再交付の申請書に添付する写真及び奥書証明について定めた規定を削る。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成19年10月1日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
郵政民営化法等の施行に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 公務災害補償等の実施機関が交付する年金証書の様式中、郵便貯金及び郵便局に係る用語を削る。
 - (2) 施行期日は、平成19年10月1日とする。

規 則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第81号

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する部分には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（資産等報告書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>条例第2条第1項第5号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>（期限の特例）</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が鳥取県の休日</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年12月鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（資産等報告書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>条例第2条第1項第6号の株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>（期限の特例）</p> <p>第5条 条例第2条第1項の資産等報告書及び同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書並びに条例第4条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が鳥取県の休日</p>
<p>第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日</p>	<p>第1項に規定する県の休日に当たるときは、そ</p>

の翌日をもってその期限とみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

資産等報告書

鳥取県知事 _____,

1~3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託・その他(株券を除く。)

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入すること。

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

資産等補充報告書

鳥取県知事 _____,

1~3 略

の日の翌日をもってその期限とみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

資産等報告書

鳥取県知事 _____,

1~3 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他(株券を除く。)

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

7 略

8 略

9 略

10 略

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

資産等補充報告書

鳥取県知事 _____,

1~3 略

4 預金・貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円

注 旧郵便貯金は、預金の総額欄に記入すること。

5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託
・その他（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
金銭信託	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入すること。

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

4 預金・貯金・郵便貯金

略	
貯金の総額（普通貯金を除く。）	円
郵便貯金の総額（通常郵便貯金を除く。）	円

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他
（株券を除く。）

種類	額面金額の総額
略	
社債券	円
略	

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 略

7 略

8 略

9 略

10 略

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、様式第1号の改正（4の郵便貯金に関する部分に限る。）及び様式第2号の改正（4の郵便貯金に関する部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第82号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則（昭和30年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（恩給証書又は裁定通知書の再交付）</p> <p>第13条 <u>規則第36条</u>の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、恩給証書（裁定通知書）再交付申請書（様式第4号）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（恩給証書又は裁定通知書の再交付）</p> <p>第13条 <u>規則第36条第1項</u>の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、恩給証書（裁定通知書）再交付申請書（様式第4号）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 <u>規則第36条第2項</u>の規定により恩給証書の再交付を申請する者は、<u>恩給証書（裁定通知書）再交付申請書（様式第4号）を作成し、申請者本人の最近の写真を添付してこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、現住所の警察署、領事官その他申請者が本人であることを知っている官公署から、本人であることの奥書証明を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の写真は、申請書にはりつけ、前項の奥書証明をする官公署の割印を受けなければならない。</u></p>
<p>（恩給受給権調査申立書）</p> <p>第14条 略</p>	<p>（恩給受給権調査申立書）</p> <p>第15条 略</p>
<p>（この規則に定めがない場合の手続）</p> <p>第15条 略</p>	<p>（この規則に定めがない場合の手続）</p> <p>第16条 略</p>
<p>様式第4号（第13条関係） 略</p>	<p>様式第4号（第13条、<u>第14条</u>関係） 略</p>

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第83号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第14号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔注意事項〕</p> <p>1～4 略</p> <p>5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災職員の妻であった者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p> <p>6～9 略</p> </div>	<p>様式第14号（第11条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔注意事項〕</p> <p>1～4 略</p> <p>5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災職員の妻であった者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等又は郵便局に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p> <p>6～9 略</p> </div>

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。